

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【公開番号】特開2008-259778(P2008-259778A)

【公開日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【年通号数】公開・登録公報2008-043

【出願番号】特願2007-106583(P2007-106583)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 4

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月12日(2010.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

店舗に設けられ、ユーザが所有する有価価値と交換可能な複数の景品を表示する表示手段と、該表示手段に表示される景品の中から、交換を予約する景品の選択を前記ユーザから受け付ける予約受付手段と、該予約受付手段にて選択された景品を特定可能な景品特定情報を含む予約要求を送信する予約要求送信手段と、を有する景品表示装置と、

該景品表示装置に表示される景品に関する情報を管理すると共に、前記予約要求送信手段から送信されてきた予約要求に含まれる景品特定情報から特定される景品を前記ユーザに提供するための提供処理を行う提供処理手段を有する景品管理装置と、

を備える景品交換システムであって、

前記景品管理装置は、

前記複数の景品のうち、予約を停止する景品の指定を受け付ける予約停止景品受付手段と、

該予約停止景品受付手段にて指定を受け付けた景品の予約を停止するための予約停止情報を前記景品表示装置に送信する予約停止情報送信手段と、をさらに有することを特徴とする景品交換システム。

【請求項2】

請求項1に記載した景品交換システムであって、

前記景品管理装置は、

前記予約要求を受信したに基づいて、該予約要求に含まれる景品特定情報から特定される景品が前記予約停止景品受付手段にて指定を受け付けた景品であるか否かを判定する予約停止景品判定手段をさらに有し、

該予約停止景品判定手段により前記指定を受け付けた景品であると判定されたことを条件として、前記予約停止情報を前記予約停止情報送信手段により送信することを特徴とする景品交換システム。

【請求項3】

請求項2に記載した景品交換システムであって、

前記景品表示装置は、前記予約停止情報を受信したに基づいて、前記予約停止景品受付手段にて指定を受け付けた景品を、前記表示手段に表示しないか、又は、選択不能に該表示手段に表示する処理を行うことを特徴とする景品交換システム。

【請求項 4】

請求項 1 又は 2 に記載した景品交換システムであって、
前記景品管理装置は、
前記景品表示装置に景品を表示するための景品情報を所定期間毎に該景品表示装置に送信する景品情報送信手段をさらに有し、
該景品情報送信手段は、前記予約停止景品受付手段にて指定を受け付けた景品の景品情報を除いた前記景品情報を送信することを特徴とする景品交換システム。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 つに記載した景品交換システムであって、
前記景品管理装置は、前記予約要求送信手段から送信されてきた予約要求に対応する予約を識別可能な予約識別情報に対応付けて該予約要求に含まれる景品特定情報を登録する予約内容登録処理を行う予約内容登録手段をさらに有し、

前記景品交換システムは、店舗に設けられ、前記予約識別情報を受け付ける予約識別情報受付手段と、該予約識別情報受付手段にて受け付けた予約識別情報を含む景品提供要求を前記景品管理装置に送信する景品提供要求送信手段と、を有する予約確定端末をさらに備え、

前記景品管理装置は、

前記景品提供要求送信手段から送信されてきた景品提供要求に含まれる予約識別情報に對応付けて登録された景品特定情報から特定される景品が前記予約停止景品受付手段にて指定を受け付けた予約を停止する景品であるか否かを判定する提供判定手段をさらに有し、

該提供判定手段により予約を停止する景品でないと判定されたことを条件として、該景品を前記ユーザに提供するための前記提供処理を前記提供処理手段により行う一方、

前記提供判定手段により予約を停止する景品であると判定されたことを条件として、該景品を前記ユーザに提供するための前記提供処理を行わないことを特徴とする景品交換システム。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 つに記載した景品交換システムであって、
前記景品管理装置は、
前記予約要求送信手段から送信されてきた予約要求に含まれる景品特定情報と当該予約を行ったユーザを特定可能なユーザ特定情報とを対応付けて登録するユーザ特定情報登録手段をさらに有し、

前記予約停止景品受付手段にて予約を停止する景品の指定を受け付けたことに基づいて、前記ユーザ特定情報登録手段にて該景品の景品特定情報と対応付けられているユーザ特定情報を抽出するユーザ特定情報抽出手段をさらに有することを特徴とする景品交換システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 3

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0013】**

また請求項5に係る発明は、請求項1～4のいずれか1つに記載した景品交換システム(1)であって、前記景品管理装置(70)は、前記予約要求送信手段(場外通信部21c,通信部31)から送信されてきた予約要求に対応する予約を識別可能な予約識別情報(予約ID)に対応付けて該予約要求に含まれる景品特定情報(景品ID)を登録する予約内容登録処理を行う予約内容登録手段(制御部72,予約情報DB)をさらに有し、前記景品交換システムは、店舗(遊技場)に設けられ、前記予約識別情報を受け付ける予約識別情報受付手段(バーコードリーダ55)と、該予約識別情報受付手段にて受け付けた予約識別情報を含む景品提供要求(予約確定要求)を前記景品管理装置に送信する景品提供要求送信手段(通信部51)と、を有する予約確定端末(50)をさらに備え、前記景品管理装置は、前記景品提供要求送信手段から送信されてきた景品提供要求に含まれる予約識別情報に対応付けて登録された景品特定情報から特定される景品が前記予約停止景品受付手段(ディスプレイ73及び入力装置74)にて指定を受け付けた予約を停止する景品であるか否かを判定する提供判定手段(制御部72)をさらに有し、該提供判定手段により予約を停止する景品でないと判定されたことを条件として、該景品を前記ユーザに提供するための前記提供処理(配送情報登録処理)を前記提供処理手段(制御部72,配送情報DB)により行う一方、前記提供判定手段により予約を停止する景品であると判定されたことを条件として、該景品を前記ユーザに提供するための前記提供処理を行わないことを特徴とする景品交換システムである。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0014****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正6】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0015****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0015】**

さらに請求項6に係る発明は、請求項1～5のいずれか1つに記載した景品交換システム(1)であって、前記景品管理装置(70)は、前記予約要求送信手段(場外通信部21c,通信部31)から送信されてきた予約要求に含まれる景品特定情報(景品ID)と当該予約を行ったユーザを特定可能なユーザ特定情報(配送先情報)とを対応付けて登録するユーザ特定情報登録手段(制御部72,配送情報DB)をさらに有し、前記予約停止景品受付手段(ディスプレイ73及び入力装置74)にて予約を停止する景品の指定を受け付けたことに基づいて、前記ユーザ特定情報登録手段にて該景品の景品特定情報と対応付けられているユーザ特定情報を抽出するユーザ特定情報抽出手段(制御部72)をさらに有することを特徴とする景品交換システムである。

【手続補正7】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0020****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正8】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0021****【補正方法】削除****【補正の内容】**

【手続補正9】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0022**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0022】**

また請求項5に係る景品交換システムによれば、ユーザが景品を選択して予約する景品表示装置と、景品管理装置において該予約を確定して景品をユーザに提供するための景品提供要求を送信する予約確定端末とが別個に設けられていることにより、ユーザが有価値の獲得に拘わらず気軽に景品を予約しておくことができるので、景品交換を促進できると共に、交換する景品の予約内容登録処理が行われた後に、該景品について予約が停止された場合であっても、該景品をユーザに提供するための提供処理が行われないので、事後的な対処が必要となる件数をさらに低減できる。

【手続補正10】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0023**【補正方法】**削除**【補正の内容】****【手続補正11】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0024**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0024】**

さらに請求項6に係る景品交換システムによれば、予約を停止する景品の指定を受け付ける前に該景品の予約を行ったユーザを特定できるので、該ユーザに対して適切な対処をすることができる。